◎一般財団法人ゆうちょ財団　定款

〔平成 24.4.2　ゆち総第 1 号〕
〔一部改正:平成 24.4.16　ゆち総第 11 号〕
〔一部改正:平成 27.7.8　ゆち総第 24 号〕
〔一部改正:2023.6.27　ゆち総第 59 号〕
〔一部改正:2023.12.21　ゆち総第 167 号〕
〔一部改正:2024.6.20　ゆち総第 69 号〕

第１章　総則

（名　称）

第１条　この法人は、一般財団法人ゆうちょ財団と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

２　この法人は、理事会の決議を経て従たる事務所を前項に定める地以外に置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、郵便局等を通じて行われる個人の貯蓄活動並びに郵便局等のお客様に対するサービスの向上及び利用増進に関する調査、研究、助成、啓発その他の貢献を行うことにより、国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)　個人貯蓄並びに資産の運用及びその市場に関する調査及び研究、情報の収集整理及び提供並びに啓発

(2)　郵便局等の提供する金融商品・サービスに関する調査及び研究

(3)　民間海外援助事業及び多文化共生推進事業に関する周知、啓発、調査研究、情報の収集整理及び提供並びに支援

(4)　郵便局等のお客様に対するサービスの向上及び利用増進に関する調査、研究、講演会等の開催

(5)　前号のほか、郵便局等のお客様に対するサービスの向上及び利用増進に寄与する業務

⑹　前各号に関する刊行物の出版及び販売
⑺ 前各号に掲げる事業に附帯する事業
⑻ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）
第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって管理し、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

（資産の管理・運用）
第６条　この法人の資産の管理・運用は理事長が行うものとし、その運用状況は理事会及び評議員会に報告する。
２　理事長は資産運用規程を定め、理事会及び評議員会の議決を経るものとする

（事業年度）
第７条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第８条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第５号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第６４条において準用する同規則第４８条に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置きするものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第１０条　この法人に評議員６名以上１２名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１１条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第１７９条から第１９５条までの規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員

の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人通則法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第１２条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第１０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１３条　評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第５章　評議員会

（構　成）

第１４条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第１５条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及びこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第１６条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第１７条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　長）

第１８条　評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決　議）

第１９条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する決議に際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

（決議の省略）

第２０条　理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案の決議について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第２１条　理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員会の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２２条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には、議長及びその会議に出席した評議員の中から選任された議事録署名人２名以上が、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第６章　役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の設置）

第２３条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　６名以上１２名以内

(2) 監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事のうち１名を専務理事とすることができる。

４　第２項の理事長及び第３項の専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とする。

５　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第２４条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事にあっても同様とする。
４　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事にあっても同様とする。

（理事の職務及び権限）
第２５条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び専務理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２６条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）
第２７条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減調書）並びに附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。
２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
⑴　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
⑵　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）
第２８条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　理事又は監事は、第２３条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
４　会計監査人の任期は、選任後１ 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）
第２９条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
２　会計監査人が、次のいずれかに該当ときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
３　監事は、会計監査人が前項第１号から第３号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）
第３０条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　会計監査人の報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

第７章　理事会

（構　成）
第３１条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）
第３２条　理事会は、次の職務を行う。
（1）この法人の業務執行の決定
（2）理事の職務の執行の監督
（3）理事長及び専務理事の選定及び解職
（4）その他この定款で定められた事項

（招　集）
第３３条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときには、専務理事が理事会を招集する。

（議　長）
第３４条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときには、専務理事がこれに当たる。

（決　議）
第３５条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって行う。

（決議の省略）
第３６条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案の決議について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

（報告の省略）
第３７条　理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第３８条　理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第８章　賛助会員

（賛助会員）

第３９条　この法人の目的に賛同するものは、賛助会員となることができる。

２　賛助会員は、次の特典を受けることができる。

⑴　この法人の調査・研究等の成果に関する資料の配布

⑵　この法人が所管する資料についての便宜の供与

⑶　その他この法人の事業に関する情報の提供

３　賛助会員は、賛助会費を納入しなければならない。ただし、特に理事会の承認を得た者については、この限りでない。

４　その他賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４０条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１１条についても適用する。

（解　散）

第４１条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の処分）

第４２条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）

第４３条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１１章　補　　則

（委　任）

第４４条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第７条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を特例民法法人の最終の事業年度の末日とし、設立の登記の日を一般財団法人の最初の事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の代表理事は朝日譲治、会計監査人は有限責任あずさ監査法人とする。

４　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

浅子和美、天野晴子、安藤知明、伊藤修介、岡野行秀、楠田修司、小町谷育子、佐久間舜二、松﨑陽子、溝口敏行、村本孜、山口憲美

附　則〔平成 24.4.16　ゆち総第 11 号〕

この改正は、平成 24 年 4 月 16 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附　則〔平成 27.7.8　ゆち総第 24 号〕

この改正は、平成 27 年 7 月 8 日から施行し、平成 27 年 6 月 26 日に遡って適用する。

附　則〔平成 27.7.8　ゆち総第 24 号〕

この改正は、2023 年 6 月 27 日から施行し、2023 年 6 月 23 日に遡って適用する。

附　則〔2023.12.21　ゆち総第167号〕

この改正は、2023年12月21日から施行し、2023年12月12日に遡って適用する。

附　則〔2024.6.20　ゆち総第69号〕

この改正は、2024年6月20日から施行し、2024年6月14日に遡って適用する。

別表　基本財産（第５条関係）

財産種別	金額
定期預金	１２４，７２８千円